

会計事務所がこっそり教える 税金マル得情報

2023年3月号

「確定申告で、医療費控除の金額を最大にする方法とは」

1. 医療費控除は経費と同じ

1年間で支払った医療費の領収書を集めて、一定の金額を超えると所得控除として給与所得や事業所得から差し引けます。つまり、サラリーマンであっても、給与に対する経費として認められているのです。

この一定の金額とは、下記の数式で計算します。

医療費控除の金額(最大で200万円) =
実際に支払った医療費の合計額 - (1) - (2)
(1) 保険金などで補てんされる金額
(2) 10万円(注)
(注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、
総所得金額等の5パーセントの金額

この「実際に支払った医療費」ですが病院の治療費だけではなく、薬局で購入した風邪薬、軟膏、目薬など病気の治療のために購入した薬代も対象となります。また忘れがちなのが、自宅から病院までの往復の交通費です。自分が病院に通うときだけではなく、子供に付き添うときの往復の交通費も医療費に含まれます。特に、未就学児の医療費は市町村の補助によって無料となっていることがほとんどです。このとき、治療費の領収書はゼロ円ですが、そのときに交通費を使った証拠となるので保管しておいてください。

さらに、病状からみて急を要するときや、電車、バス等の利用ができないときには、病院までのタクシー代も医療費控除の対象となります。

2. 同居している親族の医療費は合算する

夫婦で共働きしている場合に、夫の医療費控除の対象となる医療費は本人のものだけではなく、妻の分も支払えば、合算することができます。さらに、同居している両親がいれば、その医療費も合算して1人の医療費控除として申告して問題ありません。もし夫が住宅ローン控除等を適用して所得税をほとんど支払っていないときには、妻が夫の医療費を支払うことで、自分の分と合算して医療費控除として申告してもよいの

です。とにかく、同居している人の中でもっとも高い所得税を支払っている人が親族の医療費をまとめて支払い、医療費控除として申告するようにしましょう。

3. マイナスになったら切り捨てる

所得税法では、「身体の傷害に基因して支払いを受けるものは非課税となる」と定義されており、通院給付金、入院給付金、手術給付金などの保険金を受け取っても非課税となり、確定申告をする必要がありません。それでも医療費控除の計算では、実際に支払った医療費から差し引く必要があります。ただし、**保険金の給付の目的となった医療費が限度となるのです**。これについては、具体例を確認してみましょう。

- ① A病院 医療費 6万円 保険金 8万円
- ② B病院 医療費 5万円 保険金 2万円
- ③ C病院 医療費 9万円 保険金 0円

医療費控除の金額 =

(5万円 - 2万円) + 9万円 - 10万円 = 2万円

上記でA病院については医療費よりも受け取った保険金の方が高額となり、差し引くと「-2万円」となります。これを他のB病院やC病院の医療費から差し引く必要はなく、切り捨ててよいのです。これにより、A病院の医療費控除の対象となる金額はゼロ円となります。結果として実際に支払った医療費から補てんされた保険金を差し引いても10万円超となり、医療費控除を申告することができます。なお、がん診断給付金については、診断されたことに対する給付金であり、がんの治療費に対応するものではないため、そもそも医療費から控除する必要もありません。

最後に忘れてはいけないのは、確定申告で医療費控除の申告を行う場合には、必ずふるさと納税も一緒に申告することです。ふるさと納税のワンストップ特例は、申告しない人だけに許された制度です。確定申告する人は、この特例の対象にはなりません。